

赤穂市地域公共交通活性化協議会運賃分科会規程

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、地域における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議及びその他連絡調整を行うため、赤穂市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づき、赤穂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 分科会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は運賃分科会とする。

2 運賃分科会は、法第9条第4項に基づき運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。

(協議事項)

第3条 運賃分科会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に関する事項
- (2) 運賃分科会の運営方法その他運賃分科会が必要と認める事項

(委員)

第4条 運賃分科会の委員は、要綱第11条第2項の規定に基づき、協議会会長からの指名を受けた者により構成する。

- (1) 赤穂市の職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者

(分科会長)

第5条 運賃分科会の分科会長は、協議会会長が指名する委員をもって充てる。

- 2 分科会長は、運賃分科会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運賃分科会の会議は、要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

- 2 書面による協議は、要綱第7条第6項の規定に準じるもののほか、分科会長が必要と認めるときに実施できるものとする。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、会議の内容に個人情報が含まれる場合又は公開により公正かつ円滑な会議運営が阻害されると認められる場合は、会議の全部又は一部について非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ分科会長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、分科会長が会議に諮って定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 運賃分科会において協議が調った事項について、運賃分科会の構成員である委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(庶務)

第9条 運賃分科会の庶務は、企画政策課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、運賃分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。